

所沢市立山口小学校 いじめ防止基本方針 令和4年3月9日改訂

1 基本方針

- 「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを守る」という風土・意識の醸成に努める。
- 「いじめは、どの学級でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、全職員が積極的な生徒指導に努め、いじめの未然防止に全力で取り組む。
- いじめが発見された時には「早期発見・早期対応・早期解決」に組織で取り組む。
- 「いじめは社会全体で取り組むべき課題」との意識をもち、重大事案発生時には、家庭・地域・外部機関と連携し、あらゆる方策を講じていじめを撲滅する。
- 平成29年度から連続して発生している市内中学生の命に関わる事案を教訓にいじめ撲滅に向けて取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについての判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。この際、いじめには、多様な様態があることの鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・具体的ないじめの様態
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。仲間外れ、集団による無視をされる。軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。金品をたかられる。物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等
- ・いじめの「解消」は、以下の2つの要件が満たされている必要がある。
①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
②行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

3 いじめ防止対策委員会

構成（校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、特支教コーディネーター、養護教諭、人権教育主任、道徳主任）

（1）定例会議【いじめ防止対策の推進、情報収集】

- ・毎月一回、校内委員会の中で開催
- ・情報の収集、記録、共有化を図る。
- ・該当事例に対する取り組みの基本方針を決定する。

（2）指導方針会議【いじめ解消対策の推進】

- ・必要なとき随時開催
- ・問題の明確化
- ・指導方針の決定
- ・役割分担の決定
- ・「いじめ対応チーム」の編成・召集

（3）連携会議【重大事態発生時に対する対応】

構成（該当児童担任、PTA 役員、指導主事（生徒指導）、教育委員会健やか輝き支援室支援員、指導主事（教育相談）、所沢警察、児童相談所、教育委員会学校心理士）＋定例会議のメンバー

・迅速な事実関係の聴取といじめ情報の共有 ・いじめ解消策を策定、推進 ・関係機関との連携

4 いじめ対応マニュアル

別紙 1

5 いじめに対する初期対応

別紙 2

6 チェックシート

別紙 3

7 いじめ防止対策推進法

別添 1

8 いじめ対応のポイント

別添 2

9 参考資料

「彩の国生徒指導ハンドブック I's 2 0 1 9」

「生徒指導提要」

「文科省・いじめ防止のための基本方針」

「埼玉県・いじめ防止のための基本方針」

「所沢市・いじめ防止基本方針」

10 学校が実施する具体的な施策

(1) いじめ防止のための措置

学級担任等	<ul style="list-style-type: none">・ 日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成・ 積極的な生徒指導に努める（自己決定の場を与える授業、自己存在感を高める授業、共感的な人間関係を育成する授業、わかりやすい授業）・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。（道徳教育の充実）・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。・ スクールカウンセラーや相談員、養護教諭と連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントや SOS の出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどしていじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努める。・ 援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童生徒」の声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めていくよう努める。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。・ スクールカウンセラーや相談員、教職員と連携し、児童生徒のいじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努める。
生徒指導担当教員	<ul style="list-style-type: none">・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。・ 年度当初に「本校の防止対策」について、保護者へ周知する文書を配布。

	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災被災児童が在籍しているかを確認し、実態に応じた配慮事項を担任とともに検討する。
管理職	<ul style="list-style-type: none"> 全校朝会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。 いじめ防止対策推進法の趣旨を教職員に周知するとともに、いじめの認知が確実かつ適切に行われるよう教職員に働きかけ、組織的に対応する。 スクールカウンセラーやふれあい相談員を配置し、多くの目で子どもたちを見守れるようにする。 いじめの問題に児童自ら主体的に参加する取り組みを推進する。 就学前の幼児においても相手を尊重する気持ちを持って行動ができるよう、就学前のガイダンスの機会をとらえて保護者に提案する。

(2) 早期発見のための措置

学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 学級担任をはじめ、教科担当、クラブ・委員会担当、支援員、相談員、スクールカウンセラー等児童生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人ひとりの児童生徒と信頼関係を築き、児童生徒を多面的、総合的に理解し、個々に応じた支援に努める。 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。 定期的に学年内（或いは全体で）情報交換会を行い、多くの目で行動把握をする。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> 保健室を利用する児童との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。 スクールカウンセラーや相談員、教職員と連携して、多くの目で子どもたちを見守る。
生徒指導担当教員	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組み、校内で迅速に情報共有をする。(アンケートでは本音を書かない児童生徒がいることなどアンケートの限界を十分認識した上で実態把握に努める。) 相談室や電話相談窓口の存在を児童生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努める。 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認。 小学校における情報を、確実に中学校へ引き継ぐことで卒業後の予防と早期発見につなげる。
管理職	<ul style="list-style-type: none"> 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検 「彩の国生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図る。 人間関係のトラブルに対する悩みや困りごとを誰にも打ち明けられず、内にため込んでしまい、心に不安を抱えた児童生徒たちについては、家庭や地域の大人たちが関わり、気持ちを受け止め見守っていくことで、いじめの早期発見、解決につながるよう学校と保護者・地域の連携をより

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める（学級担任等、養護教諭）

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

② 指導・支援体制を組む（組織）

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)
いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
その保護者への対応
教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③ 子どもへの指導・支援を行う ※「組織」で決定した指導・支援体制に基づいて行う。

ア いじめられた児童生徒に対応する教員

- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。

イ いじめた児童生徒に対応する教員

- ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があってもいじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力をはぐくむ。
- ・いじめへの対処方針として、状況に応じて①見守る、②「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応が可能。（ただし「いじめ」であるため対策組織への情報共有は当然必要）

ウ 学級担任等

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(4) 組織

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(5) 保護者との連携

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えると共に、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供。

(6) いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件をを満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること（止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること）
 - ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと（本人及びその保護者に対し面談等により確認する）

1 1 重大事態への対応

重大事態の意味…以下2点に規定する状況に至る要因が、当該児童生徒に対するいじめであること。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」
- ②「相当の期間学校を欠席するなどを余儀なくされている疑い」

(1) 重大事態の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに所沢市教育委員会に報告する。

(2) 調査の実施

- ・校内いじめ問題調査組織を設置し、**できるかぎり迅速**に調査を実施する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供をする。
- ・調査結果について、所沢市教育委員会に報告する。

12 いじめ相談窓口

【主な相談先一覧】 *令和元年12月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間対応	自殺予防
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺予防
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日 (通話無料)	悩み相談
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 9時～17時	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
佐山保健所	04-2954-6212 *時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16時～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保) 048-556-0874 (子) 0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保) 04-2924-3333 (子) 04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン (所沢市教育委員会 会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金 8時30分～17時	いじめなど

本基本方針は、山口小学校HPからいつでもご覧になることができます。

URL <http://www.tokorozawa-stm.ed.jp/yamaguti-eh/>